

「折り紙び〜すふる〜Origami Japan〜」会則

第1条（名称）

本会は、「折り紙び〜すふる〜Origami Japan〜」と称します（以下「本会」という）。

第2条（事務所）

本会の事務所は、山口市におきます。

第3条（目的）

本会は、日本伝統文化である折り紙を国内はもとより世界へ普及を目指します。

本会は、折り紙の再現性と創造性の楽しさを共有し、広げ、教え合い、励まし合い、1人1人が無理なく楽しく参加出来る環境と時間を大切にする事により、より良い人間関係を目指します。

本会は、折り紙の活動を通じ多種多様な方達が気軽に集い心のよりどころの1つとなる空間作りを目指します。

本会は、1人1人の体調やレベルに合わせ折り紙を折り創造する事で指や頭を使い脳活性に繋げ健康維持と向上を目指します。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行います。

① 教室・交流会・カルチャーセンター等での活動

脳トレ折り紙・資格取得など

② ボランティア活動

デイサービス・地域の方達との交流・子供食堂など

③ イベント・マルシェ等の活動

脳トレ折り紙・展示（作品の販売）など

- ④インバウンド・国際交流での活動
周南市でのインバウンド企画参加
岩国市での米軍基地などでの文化交流参加など
- ⑤動物保護施設を通じた活動
防府市「青い鳥」折り紙アクセサリーの販売（一部寄付）など
- ⑥EC・クラウドファンディング・YouTubeでの活動
日本・海外への情報発信と販売など
- ⑦折り紙協会・山口支部を設立するための活動
5年計画
- ⑧その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第5条（会員）

本会の目的に賛同し、会員としていずれかの（①～⑧）活動を共にすることを望む者を会員とします。会員は会費を負担しないものとし、活動中での収入を運営資金とします。

第5条～第9条において山口支部を設立する段階で改善・変更するものとします。

第6条（財務）

本会が保有する折り紙・資材・現金等は適切に管理します。

第7条（総会・会議）

必要に応じて会議を開き、常に改善・向上を努めます。

定期総会は3月に開催し次年度の活動計画を改善・検討・決定します。

第8条（役員）

役員は、会長：柴崎基之 副会長：柴崎真理子 とします。
（今後の発展によっては運営委員・事務局・監査・会計・活動記録など必要に応じ選出します）

副会長は本会の事務を処理し、会を統括し会長、会員と共に折り紙の発展を目指します。ホームページや書面などで活動計画やその内容を会員にわかりやすく伝え、また会長・会員からの意見・希望・助言などが反映されやすく積極的に取り組める環境作りにします。

第9条（会則の改正等）

この会則の改正は総会において行います。

附 則

この会則は、令和元年10月1日から施行します。